

財政改革推進プログラム(案)等に対するご意見・ご提言(県民・団体)

社会部

ご意見・ご提言の内容	ご意見等に対する見解及び対応
<p>個人給付三事業(重度要介護高齢者家庭介護者慰労事業・重度心身障害者介護慰労金事業・母子家庭等児童福祉金支給事業)の廃止・縮小については賛成できない。再検討を求める。 (福祉サービス施策を充実したうえで実施すべき。) (同様3通)</p>	<p>(高齢福祉課・障害福祉課・青少年家庭課) 介護の負担を個人給付といった形ではなく、社会全体で支えあっていく、安心のネットワークを構築するという新しい福祉のあり方を示すものであり、在宅福祉サービスをはじめとする高齢者福祉施策や障害者福祉施策、母子福祉施策の充実を図ります。</p>
<p>産業活性化・雇用創出プランの策定を計画していることから、プランを早急に明らかにするとともに、雇用創出を具体化させることが急務。 (同様1通)</p>	<p>(雇用対策室) 平成15年度当初予算編成に併せて、産業活性化と雇用創出への取組みを着実に推進し、雇用創出を具体化していくための「産業活性化・雇用創出プラン」を関係団体等のご意見もお聴きしながら策定しました。</p>
<p>県税収入の落ち込みをカバーするために、中長期的に「産業活性化と雇用創出」を重視する方向は賛成。</p>	<p>(雇用対策室) 長野モデル創造枠予算などを積極的に活用しながら、「製造業、農林業、観光業」といった潜在力のある既存産業と、成長可能性が高く、内需関連で、マンパワーが求められる「福祉・医療、環境、教育」といった分野との連携、融合を推し進めて、新しい産業を育成し、雇用創出を目指してまいります。</p>
<p>事務事業の見直しでは、「各種同和事業の見直し」などの提案については賛成。(評価できる。) (同様2通)</p>	<p>(人権・同和政策課) 各種同和对策事業の見直しについては、団体への補助・委託や指導員等設置事業を含め、各団体と話し合いを行い、おおむね御理解をいただいています。一部事業について合意を得られていない団体には引き続き理解を得られるよう努めます。</p>
<p>見直し事務事業についての意見 私たちのこれまでの運動や県民要求との関係で、賛成できない提案も含まれています。当面以下の事業については、見直しや廃止に対し再検討を求める。 Iターン相談室設置事業の縮小</p>	<p>(雇用対策室) Iターン事業そのものは、今後とも進めてまいります。Iターン情報システムの利用が定着してきていることから、このシステムを活用した事業に移行して実施してまいります。</p>
<p>労使懇談会事業は、産業別労使の代表が共に産業発展のため経済・雇用や労務管理などについて話し合う場となっていることから、今日的な経済・産業、雇用環境が置かれている深刻な状況からして、その必要性はより高まっている。 一方で県の財政事情を考慮する必要があると、多額の費用が発生する移動懇談会等を見直しすることを前提に、事業の継続を要望する。</p>	<p>(労政課) 労使懇談会は、これまで社会経済の急激な変化に対応し、相互理解と信頼強化により良好な労使コミュニケーションを形成してきましたが、現状の労働関係等を踏まえ、補助を廃止することとしました。 今後は、働き方が多様化、柔軟化する中で、働く人一人一人が意欲をもって働くことができる労働環境づくりを促進するため、新たな労使の合意形成を図るための方策を検討するとともに、雇用対策や労働相談を積極的に行ってまいります。</p>
<p>メーデーについては、県の財政危機を考えると廃止は止むを得ない。 しかし、労働運動の歴史的経緯や労働者の雇用と生活安定を実現するために、メーデーで広く県民にアピールする場であり、極めて重要な労働者の祭典であり、全国でも多くの都府県がメーデー補助を実施している現状にある。</p>	

財政改革推進プログラム(案)等に対するご意見・ご提言(県民・団体)

社会部

ご意見・ご提言の内容	ご意見等に対する見解及び対応
<p>福祉医療の窓口無料化など、多くの県民が望んでいる施策については、県民要望に応えていくよう強く求める。</p>	<p>(厚生課) 福祉医療制度の見直し内容は、福祉関係の専門家も交えて構成した検討委員会において、関係団体等からの意見や県民2千人を対象とした意識調査結果等も踏まえて提言されたものに基づくものであり、県民の皆さんの意見や要望は反映されているものと考えています。</p>
<p>受注拡大活動加算費について</p> <p>共同作業所の収入は大きく減少し、それに伴い、利用者に支払う工賃収入も減少しており、勤労意欲の減退が著しい。重度者、重複障害者が増える中、職員は利用者の世話を追われ、作業訓練も十分できず、まして受注拡大などとてもできる状況ではないので、この予算は非常にありがたい。</p>	<p>(障害福祉課) 共同作業所の受注・販路拡大は、重要な課題であると考えています。長野県も共同作業所製品への発注を増やすとともに販売の機会を提供するなど、販路拡大に努めています。このことは、市町村にも協力をお願いしています。今後とも共同作業所製品の販路拡大に努めてまいります。</p>
<p>製品開発等専門アドバイザーについて</p> <p>一生懸命やっているが、なかなか売れない。障害者の作った製品ということ売りにするのではなく、普通の商品として販売できるようにしたいが、なかなか難しい。品質の良いもの、個性的なものでなければダメだと考えている。是非、専門家の指導を受けたい。</p>	<p>(障害福祉課) 長期的に共同作業所の経営が安定するためには、魅力ある自主製品をつくることが重要です。そのため、共同作業所等が専門アドバイザーの指導を受け、魅力ある製品づくりができるよう支援してまいります。</p>
<p>西駒郷利用者の地域生活移行のためのグループホーム施設整備特別補助事業について</p> <p>西駒郷の利用者に特定して嵩上げするのは不公平ではないか。どこの施設からも地域生活へ移行できるようにするのが施策ではないか。</p>	<p>(障害福祉課) 西駒郷については、今後のあり方について検討を行い、昨年秋に西駒郷改築検討委員会から提言がなされました。この提言では、「西駒郷は、県下各地の知的障害者を対象としてまいりましたが、ノーマライゼーションの理念に基づき、今後は利用者の地域生活への移行を促進していくべき。」とされています。しかし、新たに地域生活へ移行するための生活の場も未だ充分とはいえず、更には西駒郷は500人近くの皆さんが全県下から入所されている大規模な施設であり、県下各地に多くの生活の場の確保が必要であることから、短期間に集中的に整備を進め、地域生活を望む多くの利用者の方ができるだけ早く地域生活へ移行できるように、特別対策として実施するものです。 なお、この事業は西駒郷利用者のみでなく、社会福祉法人施設利用者を含む場合も対象となるものです。 また、社会福祉法人施設が敷地外で地域生活移行の訓練を行なう場合の家賃等に対する補助も新たに実施します。このように、西駒郷利用者に限らず、施設で暮らす多くの障害者の皆さんが地域生活へ移行するための支援を充実してまいりたいと考えております。</p>